

施策名	目標7-2 水俣病対策						
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。						
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,919	11,880	12,009	13,141	12,672
		補正予算(b)	△ 520	△ 388	△ 1,328		
		繰り越し等(c)			40,373	46	
		合計(a+b+c)	9,399	11,492	51,054	13,187	12,672
執行額(百万円)		7,770	8,609	49,754			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針		平成22年4月16日 閣議決定		「1. 救済措置」 「2. 水俣病被害者手帳」		

測定指標	1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	—	—	—	—	—	—
		年度ごとの目標値						
	2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	—	—	—	—	—	—
		年度ごとの目標値						
	3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		—	—	—	—	—	—	—
		年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成22年4月に閣議決定された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づき、救済措置が一步一步前進しているとともに、平成23年3月にはノーモアミナマタ訴訟(新潟、熊本、大阪、東京の各地裁)の和解が成立したところである。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	特殊疾病対策室	作成責任者名	桐生 康夫	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	---------	--------	-------	----------	---------